

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提 出
霧島市長 中 重 真 一

記

- | | | |
|-------------|---|---------------|
| 1 財産の種類及び数量 | 消防ポンプ自動車（CD-I型（3.5t未満）） | 2台 |
| 2 取得の方法 | 随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）による | |
| 3 取得金額 | 金44,440,000円 | |
| 4 取得の相手方 | 所在地 | 鹿児島市松原町12番32号 |
| | 氏名 | 鹿児島森田ポンプ株式会社 |
| | 代表取締役 | 尾曲 昭二 |

（提案理由）

霧島市消防団国分方面隊第二分団中央部及び第三分団野口部に配備している消防ポンプ自動車を更新するため、財産を取得しようとするものである。